

魚津市告示第84号

魚津市応援ミラポイント支給事業（子育て世帯）実施要綱を次のように定める。

令和4年6月20日

魚津市長 村椿 晃

魚津市応援ミラポイント支給事業（子育て世帯）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化し、食費等の物価高騰に直面する子育て世帯に対し、経済的負担を軽減するため、子育て世帯への臨時・特別の給付措置として実施する魚津市応援ミラポイント支給事業（子育て世帯）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、魚津市電子地域通貨事業実施要綱（令和3年魚津市告示第189号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

（1） 魚津市応援ミラポイント この要綱に基づき市が発行する電子地域通貨をいう。

（2） 魚津市応援ミラペイカード 魚津市応援ミラポイントを付加したカードをいう。

（3） ミラペイアプリ ミラペイを管理するために市が提供するアプリケーションソフトウェアをいう。

（4） 支給対象者 令和4年6月1日において、市内に住民登録している平成16年4月2日以降に生まれた者をいう。

（魚津市応援ミラポイントの発行単位）

第3条 魚津市応援ミラポイントの発行単位は「ポイント」とし、その価値は1ポイント1円とする。

（魚津市応援ミラポイントの有効期限）

第4条 魚津市応援ミラポイントの有効期限は、令和4年12月31日とする。

（魚津市応援ミラポイントの使用範囲）

第5条 魚津市応援ミラペイポイントの使用範囲は、魚津市電子地域通貨事業実施要綱に準ずる。

(魚津市応援ミラペイポイントの換金手続き)

第6条 市は、特定取引において利用された魚津市応援ミラペイポイントの額面を取扱店が指定する口座に振り込む方法により、換金手続きを行う。

(魚津市応援ミラペイポイントの払戻し)

第7条 魚津市応援ミラペイポイントの払戻しは、一切行わないものとする。

(事業の委託)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、この事業を委託することができる。

(支給対象者に対する支給方法等)

第9条 市長は、支給対象者に対し、魚津市応援ミラペイポイント1万ポイントを支給するものとする。

2 前項の規定による魚津市応援ミラペイポイントの支給は、魚津市応援ミラペイカードを郵送することにより行う。

3 市は、支給対象者が令和4年11月30日までに魚津市応援ミラペイカードの残高を全てミラペイアプリに移行した場合は、魚津市応援ミラペイポイントの追加付加を行うものとする。

4 追加付加するポイントは、500ポイントとし、移行した翌月15日までに追加付加を行うものとする。

(送付開始日及び送付期間)

第10条 支給対象者に対する魚津市応援ミラペイカードの送付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 魚津市応援ミラペイカードの送付期間は、前項の規定により定められた送付開始日から令和4年8月31日までとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(魚津市応援ミラペイポイント支給事業(子育て世帯)に関する周知)

第11条 市長は、魚津市応援ミラペイポイント支給事業(子育て世帯)の実施に当たり、支給対象者の要件、送付方法、送付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知に努めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 魚津市応援ミラペイポイントを受給する権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。